

V 老人福祉計画の今後の施策



V 老人福祉計画の今後の施策

1. 暮らしを支えるために ～日々の暮らしを支える体制の整備

(1) 相談体制の整備充実

① 地域包括支援センターの体制の強化

a) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターが担う相談機能やケアプラン作成、介護支援専門員への指導等が十分に行える体制をさらに充実・強化していきます。

高齢者への各種支援が迅速、円滑に行われるよう、「地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会」を活用し、効果的な運営方法等について検討するとともに、地域包括ケアを推進していきます。

b) 地域包括支援センターの周知徹底

地域包括支援センターが高齢者の「身近な総合相談窓口」として認識・活用されるために、広報紙への掲載やパンフレットの配布を行います。

また、自治会への出前講座を引き続き行います。

介護支援専門員、サービス事業所といった関係機関との連携による周知、民生委員や自治会等の地域との連携、地域デイサービスの場を利用した情報提供など、様々なネットワークを活用し、市民への周知を図ります。

② 地域相談センターの充実

地域包括支援センターと連携し、5つの日常生活圏域ごとの、高齢者の実態把握と相談への対応を推進します。

各圏域の把握により、圏域ごとの地域特性、地域課題に対応した高齢者支援対策へと繋がるように、保健、福祉及び市の他関係機関への情報提供、情報共有を行います。

また、地域包括支援センターや市社会福祉協議会で設置が望まれているコミュニティソーシャルワーカー等関係者と情報の共有を図り、困難事例への対応等を協議することで、高齢者の福祉及び相談員の資質向上を目指します。

③ 相談のための連携体制の構築

高齢者の多様なニーズに応じるため、地域包括支援センターを中心に、地域相談センター、民生委員、市社会福祉協議会、介護支援専門員、サービス事業所、自治会等との連携を強化し、相談体制の構築を図ります。

また、相談がスムーズに行くように、ニーズに対応できる相談機関の一覧を作り共有するとともに、情報を共有する交流の機会（連絡会）を定期的に設けていきます。

(2) 権利擁護の推進

① 権利擁護相談の充実

地域包括支援センターに配置されている専門職員による総合相談を充実させるとともに、定期的なネットワーク会議を持つなど関係機関との連携を密にし、権利擁護や成年後見に関する相談の充実に努めます。

地域包括支援センターがコーディネートの役割を担い、相談への対応が円滑に進むよう図ります。

② 権利擁護のための事業、制度の周知と利用促進

認知症などで判断能力が十分でない高齢者に対して、福祉サービスの利用に関する相談・助言や、日常的な金銭管理の援助を行う「地域福祉権利擁護事業」について周知を図ります。

また、財産管理や契約などの法律行為を支援し、権利や利益を保護する「成年後見制度」についても、周知と利用促進を図ります。

周知方法については、市の広報誌やホームページのほか、自治会や地域デイサービス等における情報提供にも力を入れていきます。

- ・成年後見制度利用支援事業（84ページ参照）
- ・高齢者権利擁護事業（84ページ参照）

③ 虐待の早期発見と防止

a) 高齢者虐待防止ネットワークの強化

市に設置されている「高齢者虐待ネットワーク運営委員会」を通して、警察や医師会、保健所等の関係機関との連携を強化し、高齢者虐待の早期発見と早期対応、相談支援、虐待の防止に努めます。

また、地域相談センターが所管する日常生活圏域単位での関係機関の連携を図り、身近な地域が協働した虐待防止の体制づくりに努めます。

b) 虐待防止のための周知

民生委員や介護支援専門員等と連携し、広く住民に対してどのような行為が虐待にあたるのか、なぜ虐待は起こるのか、どのようにすれば虐待が防げるのか等、高齢者の虐待防止について周知を図ります。

また、地域デイサービスや自治会等に出向き、高齢者の人権や虐待防止について、引き続き普及啓発を行います。

(3) 高齢者のための住宅対策の推進

① 高齢者が住みやすい市営住宅の推進

今後新たに市営住宅を建設する際には、高齢者が安全かつ快適に生活を送れるよう、高齢者に配慮した設備設置を関係機関に働きかけます。

② 住宅改修の周知

市の窓口や広報等を通して、介護保険サービスを活用した住宅改修の周知・広報に努め、高齢者が継続して自宅での生活を送れるよう支援します。

(4) 各種連携体制の整備

① 行政内部の連携体制の構築

高齢者対策は、生活支援のための福祉サービスや介護保険事業といった、介護長寿課や地域包括支援課のみが関係するだけではなく、地域全般の福祉や健康づくり、移動・交通、生涯学習など、その他の部署も関係してきます。

このため、「市保健・福祉・医療等関係課会議」での情報共有、およびその他の部署との連絡会を設けるなど、役所内部の連携を図り、計画の推進を行います。

② 行政と関係機関との連携、情報の共有強化

高齢者福祉の事業や施策は、市と関係機関、地域の団体・人材との協力により実施されるものが多くを占めています。特に地域相談センターや市社会福祉協議会、民生委員、サービス事業所、介護支援専門員と連携した地域との関わりは、高齢者施策を展開する上で不可欠なものとなっています。

地域の状況把握や事業展開を円滑にきめ細かく行うため、「地域ケア会議」を今後も定期的に開催し、地域の関係組織や団体、地域人材との連携を図り、計画の推進を図ります。

③ 定期的な事業の点検評価の実施

本計画の推進にあたっては、計画の推進会議を催し、年1回程度の点検評価を行います。

点検・評価は、PDCAサイクル【計画（Plan）－実施（Do）－評価（Check）－見直し（Action）】により、これまでの運営が妥当であったか、十分な効果があったか、そして今後どのように運営されるべきかを、事業の実績、必要性及び効率性等を踏まえて総合的に行い、必要に応じて事業の変更や追加などを行っていきます。

④ 市民、地域、行政の役割の周知、啓発

高齢者が自立して地域生活を送るためには、高齢者自身が健康に気をつけるなど「自助」が必要であるほか、地域の人々の支え合いである「共助」、行政機関の支援である「公助」が重要です。

この「自助」「共助」「公助」について周知と広報に努め、市民・地域・行政がそれぞれの役割を担い、そして一体となって高齢者の地域生活を支えるコミュニティづくりを推進します。

2. 生き生きと健康に暮らすために ～健康・予防・介護の推進で生き生き暮らせる環境の整備

(1)生活習慣病の予防と健康づくりの推進

①特定健診・特定保健指導の推進

「特定健診等実施計画」に基づき、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に焦点をおいた健診を実施し、健診の受診率向上を図っていきます。

また、受診者への健診結果説明を全員に実施し、健診結果から自分の身体の状態を理解できるように支援します。

受診率向上のため、市の広報誌のほか、未受診者訪問、病院への受診勧奨依頼を今後も実施していきます。

②がん検診の実施

職場でがん検診を受ける機会のない40歳以上の市民を対象にがん検診（胃・大腸・肺・子宮・乳）を実施し、がんの早期発見に努めます。

受診率向上のため、広報での受診勧奨を行うほか、集団検診方式、個別検診方式（医療機関での受診）を今後も実施し、受診方法を選択できるように進めます。

③生活習慣病予防の周知・啓発

生活習慣病の予防のため、「食事」「運動」「休養」「禁煙」「適正飲酒」などの生活習慣の見直しを自ら行えるように、生活習慣に関する正しい知識の普及啓発に努めます。

禁煙デーや世界糖尿病デー、生活習慣病月間の機会を活用し、パネル展やチラシの配布を行います。

特に、市では高血糖の人が多いため、糖尿病についての正しい知識と、予防の周知を行います。

市民へ広く広報するほか、個別の健康相談の機会を活用し、個々人に対する予防の周知も図ります。

④健康づくりの推進

a)健康いとまん21の推進

市の「健康いとまん21」を今後も推進し、介護予防も視野に入れた若い世代からの健康づくりや健康の保持・増進を図ります。

b)食育の推進

調理実習等の実践的な機会を設けるとともに、自らの「食」について考える習慣を身につけ、一人ひとりが自分にあった食事量の目安やバランスのとれた食事がとれるように、食に関する正しい知識の普及に努めます。

また、市の「食育推進基本計画」の策定に努め、「食」に関する知識の普及と食生活改善推進員の養成・育成に努め、食育の推進を図ります。

c) 中高年の運動の促進

社会体育課と連携し、「運動」の不足を解消し、健康の保持・増進を図るため、市の願寿館やプール、体育館等の運動施設の利用を促進するなど、中高年の世代に継続的な運動を促します。

また、健診結果説明会や健康増進月間における運動指導士による運動教室を実施し、運動の促進を行います。

(2) 介護予防の推進

① 一次予防事業対象者への介護予防の充実

a) 願寿館教室

楽しみながら効果的なトレーニングプログラムを提供できるように検討し、一人ひとりの状況に応じた内容となるようにさらなる充実を図ります。

また、家庭で簡単にできる運動方法を指導し、健康保持と介護予防が一人でも行えるよう推進します。

地域からの依頼に応じ、出張運動指導も実施するほか、ストレッチリーダー、ボランティアなどの人材の確保と養成及び育成を行います。

願寿館の周知にも努めます。

b) 地域デイサービス

高齢者の参加促進を図るとともに、介護予防や仲間づくりの支援を推進します。

市社会福祉協議会との連携を図り、協力員等のボランティアの確保・育成に努めます。

c) かりゆし健康クラブ（社会福祉センター）、いきいき健康クラブ（ふくらしや館）

地域デイサービス中央型である「かりゆし健康クラブ」及び平成 22 年度より開始した「いきいき健康クラブ」を実施し、介護予防を推進するとともに、運動指導員等の人材の確保に努めます。

各地区地域デイサービスや願寿館の指導員とも連携し、効果的なトレーニング法の研究・開発に努め、高齢者の健康づくりを支援します。

また、高齢者の憩いの場として生涯学習や趣味活動の充実を図っていきます。

d) 介護予防普及啓発（周知）事業

今後も地域デイサービスや老人クラブ等に出向くほか、市の窓口、広報誌や社協だより、市のホームページを活用して高齢者福祉や介護に関する情報の提供を行い、「介護予防の大切さ」を周知徹底していきます。

また、自治会区長や民生委員、女性会、青年会等の協力を得て、介護予防事業、介護保険制度、各種サービスに関する情報の提供にも努めていきます。

高齢になる前の 40 代、50 代の世代を対象とした周知についても進めていきます。

②二次予防事業対象者への介護予防の充実

a) 二次予防事業対象者把握事業

二次予防事業対象者を把握するため、生活機能評価（基本チェックリスト）を引き続き実施します。

また、二次予防事業対象者に対し、介護予防の必要性や効果について周知を図り、二次予防事業対象者のための介護予防事業への参加を促します。

b) 通所型の介護予防事業

○筋力向上トレーニング

運動機能が低下している二次予防事業対象者に対し、理学療法士、運動指導員等による運動指導を行い、生活機能の向上を図ります。

事業終了後も参加者の運動機能が維持されるように、自宅での自主的なトレーニングの継続や、地域デイサービス、願寿館教室、健康クラブ等への参加も促します。

また、事業の充実を図るため、指導者の安定的な人材確保に努めます。

○口腔機能向上促進

高齢者がいつまでも会話と食事を楽しめるように、歯科医師や歯科衛生士による口腔チェック、口腔指導、訓練を行い、介護予防を推進します。

アンケート調査結果から、入れ歯や噛み合わせと運動機能や日常生活機能の低下との関係が明らかとなったため、噛み合わせ、窒息の予防のための口腔ケア指導について強化します。

c) 訪問型の介護予防事業

○うつ・閉じこもり・認知症予防・栄養改善訪問指導

人との積極的な接触を好まない高齢者や閉じこもりがちな二次予防事業対象者への訪問指導を実施します。看護師による訪問指導で、生活機能の向上が図れるように支援します。

栄養改善の必要な二次予防事業対象者に対して、管理栄養士、看護師と連携し、訪問指導を実施します。

③二次予防事業対象者の介護予防ケアマネジメントの充実

地域相談センターと連携して実施し、二次予防事業対象者の心身の状態を把握した上で、適切な介護予防プランを作成するとともに、介護予防事業に携わるスタッフと情報を共有し、効果的な運動指導に繋げていきます。

また、事業終了後の高齢者の状態を踏まえて、事業の効果を評価し、より良い事業展開に努めます。

④介護予防・日常生活支援総合事業

本事業は、要支援１・２の対象者への予防給付サービス、二次予防事業対象者への介護予防事業を、総合的かつ一体的に行うことができるよう、新たに創設される事業です。

この事業では、利用者の状態像に合わせて、これまで保険給付外で行われていた地域支援事業のサービス（介護予防事業や生活支援（配食・見守り等サービス）、権利擁護や、社会参加）を、市町村が主体となり、総合的で多様なサービスとして提供することが可能になります。この事業の実施について検討を行います。

(3)介護サービスの推進

①介護サービスの質の向上

a)介護サービス事業所への指導及び監査

介護サービスの質を確保し、介護保険制度の適正な運営が図られるよう、サービス事業者等への指導及び監査を行います。

特に、デイサービス事業所が増加し、それに伴って利用者も増えています。このため、サービスの質の低下とならないように指導を強化します。

b)介護給付等費用適正化事業

公正かつ的確な要介護認定を確保するために介護認定調査員及び介護認定審査会委員の研修を充実させます。

また、事業者が適切なサービス提供、適正な請求等を行えるよう、①ケアプランの点検、②医療突合・縦覧点検、③サービス受給者への給付費通知を今後も継続して実施します。

平成 23 年度より新しいシステムを導入したため、これを活用し効率的に給付適正化の取り組みを進めます。

②地域密着型サービスの整備充実

「地域密着型サービス事業者指定選考委員会」及び「地域密着型サービス運営協議会」において、日常生活圏域ごとに必要とされているサービスについて設置を検討し、地域ニーズに対応するサービスの整備を図ります。

③要支援者の介護予防ケアマネジメントの充実

要支援者に対する適切なケアマネジメントが行えるよう、介護予防ケアプランを作成支援するとともに、介護支援専門員の質の向上を図る研修を行います。

プラン作成が円滑に行えるよう、地域包括支援センターと委託事業所の連携強化を図ります。また、転倒予防や認知症予防についても方策を検討していきます。

(4) 介護予防生活支援事業の推進

① 任意事業の充実（地域支援事業）

a) 家族介護支援事業

○ 介護用品支給事業

家族介護者への支援として、介護用品の支給（紙おむつ等の支給）を今後も継続して実施します。

該当者に対し、介護保険の支給決定通知を送付する際に事業についての案内を同封するなど周知を図ります。

○ 家族介護慰労助成事業

自宅で重度の要介護者を介護している家族に対し、慰労金の支給を引き続き実施します。

事業の周知を図るとともに、家族介護者の会や地域相談センターとの連携により、対象者の掘り起こしに努めます。

b) 食の自立支援事業

調理が困難な一人暮らし高齢者への配食サービスを実施し、高齢者の健康保持を図ります。

また、本事業は高齢者の見守りの観点からも効果が高いため、委託業者や地域の民生委員、地域相談センターとの情報共有及び連携を行い、本事業の推進による見守り体制の強化を図ります。

配食回数の増加、利用可能日の拡充等について検討を行います。

c) 成年後見制度利用支援事業

判断能力が十分でない高齢者の権利擁護と福祉の保護を図るため、成年後見制度を利用する必要があるのにも関わらず、経済的理由などで制度を利用できない方の支援を行います。

自治会や地域デイサービス等の場における本事業の周知を強化します。

d) 高齢者権利擁護事業

高齢者が安心して社会福祉サービスを利用できる環境づくりを目指し、介護保険施設利用者の人権擁護、地域にあっては見守り体制の構築を推進します。

また、高齢者及び家族の話し相手となり、心に寄り添う「傾聴ボランティア」の活動を支援します。

傾聴ボランティアは利用者が少ないため、事業の周知強化や効果的な事業展開の検討を行います。

②介護予防生活支援事業の充実（市の単独事業）

a) 軽度生活援助事業

介護を受けるほどではないが日常生活で支援が必要な高齢者へのヘルパー派遣を行う本事業について、今後も継続実施します。

歩行機能が低下している利用者の負担軽減のため、利用料の徴収を口座振替にするなど、徴収方法の見直しを検討します。

また、民生委員との情報共有を図り、地域による支援も活用しながら、事業展開を図ります。

b) 外出支援サービス事業

常時車イスを利用している外出困難な高齢者の通院支援を継続します。

他市町村での同サービスの状況を収集しながら、本事業利用の有償化について検討します。

また、「送迎バス活用モデル事業（ブーゲンビリア号）」が平成 20 年度からスタートしているため、同事業との適合性を図りながら推進します。

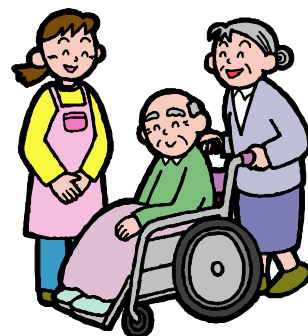
c) 福祉電話設置事業

本事業は、一人暮らし高齢者等に福祉電話を設置し、日常生活の便宜を図ることを目的に行っており、本事業を引き続き実施していきます。

d) 緊急通報システム事業

一人暮らしで常時注意を要する高齢者の緊急時の対応を図るため、本事業を継続します。

また、民生委員など地域の協力体制を整え、情報の共有、日ごろの見守り、緊急時の支援体制の整備にも努めます。



3. 楽しく明るく暮らすために ～暮らしの中で、気軽に交流や活動に参加できる環境の整備

(1) 生きがいつくりの推進

① 老人クラブ活動の育成

高齢者の生きがい活動のほか、地域活動、社会奉仕活動の活性化を図るために、老人クラブの活動支援を行います。

老人クラブの活動内容や名称、地域におけるあり方について、老人クラブやその他の関係機関等と協議し、新しい老人クラブの展開を図ります。

系満市老人クラブ連合会や地域デイサービスとの連携も図り、高齢者の広範囲にわたる活動を推進します。

② シルバー人材センターの活用促進

高齢者が知識や経験、技術を地域社会で発揮し、活躍できる場であるシルバー人材センターについて、周知広報に努めるなど、会員数と就業機会の拡大を図ります。

公共事業についても、シルバー人材センターを活用し、積極的に高齢者の就労機会を創出していきます。

また、シルバー人材センターの主管課である商工観光課と地域包括支援課が連携して情報共有を行い、センターの更なる向上を図ります。

③ スポーツ、生涯学習、文化活動等の生きがい活動の推進

市では、高齢者を含めたすべての市民が日常的にスポーツに親しみ、スポーツに対する意識の高揚を図ることを目指し、生涯スポーツの普及を推進しています。老人スポーツ大会や老人クラブのレク活動を通して、高齢者も楽しく、あるいは目標を持って参加する機会をつくります。

生涯学習や文化活動については、図書館活動、中央公民館の講座、出前講座、生涯学習ボランティア講座等があるほか、サークル活動も盛んに行われています。高齢者が生きがいをもって生活を送れるように、生涯学習、文化活動の場の提供に努めます。

④ 世代間交流の機会の拡充

保育所や幼稚園、児童館、学校、学童クラブ等との連携を図り、高齢者と乳幼児、児童生徒がふれあう機会の拡充を図ります。

地域デイサービス、自治会などの地域コミュニティ、願寿館、ふくらしや館などの介護予防拠点施設での世代間交流、保育所や学校等行事への高齢者の参加のほか、地域行事、スポーツ文化活動での交流など世代間交流の機会を広げ、高齢者の生きがい創出に努めます。

⑤ 生きがいボランティア（シルバーボランティア）の促進

老人クラブと連携し、高齢者自身がボランティア活動に参加することを呼びかけ、地域への貢献と支え合い、生きがいつくりの対策の一つとして支援します。

⑥敬老会の実施及び祝い金の支給

高齢者を敬い長寿を祝うために、敬老会の開催や祝い金の支給を今後も実施します。敬老会を開催する際の場所や移動手段の改善については、今後も検討を重ね、よりよい方向を導けるように努めます。

(2)集いの場の拡充

①地域の集いの場の確保

a)地域デイサービスの推進

介護予防事業として実施されている「地域デイサービス」を推進し、高齢者同士の交流、情報交換、安否確認、世代間交流の場の確保を図ります。

自治会一体となつての事業展開が必要であるため、地域との連携及びボランティアによる協力員の確保や育成を進めます。

b)地域資源を活用した高齢者の活動拠点づくり

平成 22 年度に創設された西崎、西川町の介護予防拠点施設の利用のほか、その他の地域においても、地域資源を活用し、高齢者が集い、交流できる拠点づくりを推進します。

c)家族介護者の集いの充実

市には家族介護者の会である「あだんの会」があり、介護講習会やリフレッシュ事業（ピクニック、クリスマス会など）を行っています。この会の活動支援を行うとともに、会に参加していない家族介護者の悩み等の相談の場ともなるように、あだんの会と連携し、集いの場の充実を図ります。

②老人福祉センター等の整備検討

高齢者の交流や活動の基盤となる老人福祉センター等の環境の整備を検討していきます。

③公民館を活用した交流の充実

地域の公民館は、各世代が自由に交流できる重要な拠点です。

自治会との連携により公民館を活用し、高齢者の集いと交流の場の確保に努めます。

(3) 移動・交通手段の整備

①事業実施等における移動手段の確保

高齢者福祉に関する事業を実施するにあたっては、多くの事業で高齢者の「移動」が必要となります。

事業を実施する際は、事業を行う場所までの高齢者の「移動方法」についても確保し、気軽に参加できる環境の整備に努めます。

②外出支援サービス事業（85ページの再掲）

③送迎バス活用モデル事業の実施継続

自動車学校や病院の送迎バスを活用した「送迎バス活用モデル事業」の継続実施を検討し、高齢者の移動手段の確保を図ります。

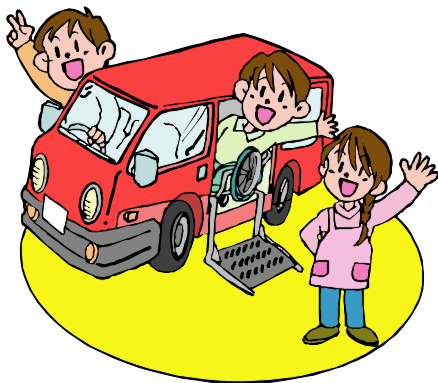
④コミュニティバスの整備検討

高齢者のみならず、障がい者や子どもを含めたすべての市民が、日常生活や社会参加を行う上で、移動手段はとても重要です。

市内コミュニティバスの整備について改めて調査・検討を進めるよう調整を図ります。

⑤移動についての支援方策の検討

買い物や介護予防事業等への参加といった、移動にかかる交通手段は、高齢者にとって大きな負担であり、本市の課題であるため、そのあり方を検討します。



4. 安心して住み続けるために ～安心して暮らせる地域福祉ネットワーク体制の構築

(1) 高齢者の見守り活動の推進

① 地域の見守りネットワーク体制の構築

高齢者を地域一帯で支える地域コミュニティの確立を目指し、市社会福祉協議会や民生委員、老人クラブ、自治会等と連携を図り、閉じこもり防止や虐待防止のための訪問・見守りといった地域福祉の体制構築を図ります。

地域ごとの特徴、実情を踏まえたネットワークづくりを進め、地域の繋がりや地域福祉の向上を図ります。このため、各地域（自治会単位）での地域福祉活動の取り組み状況の把握について、市社会福祉協議会や自治会と連携して行います。

② 一人暮らし高齢者等の実態把握の実施

地域相談センターによる地域の高齢者把握や民生委員等関係機関との連携により、一人暮らし高齢者等、日常生活での見守りが必要な高齢者の実態把握の充実を図ります。

③ 緊急通報システム事業の充実（85ページの再掲）

④ 食の自立支援事業（84ページの再掲）

(2) 認知症対策の推進

① 認知症についての周知と理解の促進

認知症高齢者の人権を守り、尊厳が傷つけられないことがないように、地域住民に対し、「認知症は誰にでも起こりうるもの」「症状との上手なつきあい方」など、介護予防普及啓発事業をとおして、認知症に関する基本的な知識の普及啓発を行います。

認知症やその予防に関する講演会の実施や認知症サポーターの養成を行います。

② 認知症のネットワーク体制づくり

地域包括支援センター職員や地域相談センター職員、医師、民生委員等で構成される「地域ケア会議」を活用し、認知症高齢者に関する情報共有及び諸問題への早期対応を図りつつ、地域との連携にも努め、認知症高齢者及び家族に対する生活支援や見守りを地域全体で行うネットワークの構築を目指します。

③ 地域密着型サービスの整備充実（83ページの再掲）

④ 認知症家族介護者への支援

認知症高齢者を家庭で介護する家族を支援するため、家族介護者の会である「あだんの会」と協力し、認知症介護者同士の悩み相談の機会を設けるなど、支援に努めます。

(3) ボランティア活動の推進

① ボランティアの養成と活動支援の強化

ボランティア活動は社協ボランティアセンターが中心となって実施しており、ボランティアの啓発、体験、養成研修・講座、登録や相談等を行っています。

今後もボランティア希望者が気軽に参加、活動できるよう、ボランティアに関する情報提供の充実やボランティア体験の機会を広げるとともに、ボランティア養成講座の開催などを支援します。

② 社協ボランティアセンターとの連携強化

市社会福祉協議会に配置されているボランティアコーディネーター（ボランティア活動の連絡調整や情報収集、研修などを総合的にコーディネートする）と連携し、ボランティア活動を支援します。

また、社協ボランティアセンターと連携し、安定した運営が図れるよう支援していきます。

③ 生きがいボランティア（シルバーボランティア）の促進（86ページの再掲）

(4) 災害時の対策の推進

① 防災計画に基づいた災害時対策の充実

市の防災計画に基づき、防災対策や避難訓練、災害時の対応を整え、高齢者が安心して生活できる環境整備を図ります。

② 災害時要援護者登録制度の推進

要援護者登録制度の実施準備を行い、災害が起きたときに一人では避難することが困難な高齢者の支援をする体制づくりを進めます。

③ 救急医療情報キットの普及推進

万一の緊急時に本人等が病状を説明できない場合に備え、本人のかかりつけの病院や病名等の医療情報、飲み薬などを含めた個人情報自宅の冷蔵庫に保管する「緊急医療情報キット」の普及を進めます。